

安曇野市総合計画審議会委員の任務等について

1 設置根拠

安曇野市総合計画審議会条例（平成18年安曇野市条例第8号）に基づき設置しています。

また、総合計画の策定根拠は、安曇野市自治基本条例（平成29年安曇野市条例第4号）であり、第14条の条文で、この計画は「市民参画の下」策定することとなっています。

2 審議会の任務

専門的な視点や市民の立場から、次の事項に関する調査及び審議を行います。

(1) 安曇野市総合計画の策定に関すること

(2) 安曇野市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び効果検証に関すること

※総合計画全体の効果検証は、行政評価という別の手法により毎年行っています。

3 総合計画審議会の組織と任期

審議会の組織は、市長が委嘱する25人以内の委員で構成されます。この度の第2次安曇野市総合計画基本構想・後期基本計画策定につきましては、21人の委員を委嘱させていただきます。

また、任期は委嘱の日から2年間ですが、今回は、新規設置となりますので、任期の特例を設けさせていただきます、本日から令和6年3月31日となります。

4 会長及び副会長

審議会の議事運営を行う会長及び会長を補佐する副会長をそれぞれ1名、委員の互選によって選出させていただきます。

5 会議の公開について

審議会の会議は原則公開となります。また、広報紙に審議状況を随時掲載するほか、安曇野市ホームページに委員の情報や会議資料、議事要旨の掲載をさせていただきます。

6 会議の庶務について

安曇野市政策経営課企画担当において担当させていただきます。審議会のご提言、ご意見は企画担当を通じて、庁内各部局等と協議・調整を図り、結果を審議会にご報告します。

審議会の運営等についてご不明点などございましたら随時企画担当（TEL：0263-71-2401）までご連絡ください。

安曇野市総合計画審議会条例（平成18年3月27日条例第8号）

（設置）

第1条 安曇野市総合計画（以下「総合計画」という。）に関し、必要な事項を調査及び審議するため、安曇野市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（任務）

第2条 審議会は、次の事項について調査及び審議する。

- （1）総合計画の策定に関すること。
- （2）安曇野市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び効果検証に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）民間諸団体の代表者
- （2）学識経験を有する者
- （3）その他市長が必要と認める者

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、審議会を代表するとともに、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。

- 2 欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、政策部において処理する。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。